須坂市を清潔で美しくする条例

(目的)

第1条 この条例は、須坂市の良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、 空き缶等の散乱防止に関して必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境を確保することを 目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き缶等 飲食料を収納し、若しくは収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他の汚物又は不要物であって、固 形状若しくは液状のものをいう。
 - (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
 - (4) 所有者等 市内に土地及び建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
 - (5) 公共の場所 河川、水路、山林、原野、道路、公園、緑地、広場、駅等の不特定多数の者が 自由に出入りできる場所をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、第1条の目的を達成するため、総合的な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、空き缶等の散乱防止について市民等への啓発に努めるとともに、市民による清潔で美しいまちづくりの自主的な活動に対して支援し、又は必要に応じた措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければ ならない。
- 2 市民は、地域において相互に協力し、清潔で美しいまちづくりへの自主的な活動に参加するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱を防止しなければならない。
- 2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他清潔で美しい

まちづくりの活動を推進するよう努めなければならない。

- 3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱 防止について、消費者に対する意識の啓発を図るとともに、回収及び資源化について必要な措置 を講じなければならない。
- 4 自動販売機により容器入り飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き缶等を回収する設備を設けるなど、自らの責任において、回収した空き缶等を再資源化するよう努めるとともに、適正な処理をしなければならない。
- 5 土木工事、建築工事その他の工事を行う事業者は、当該工事により生ずる土砂、廃材等が、公 共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又は堆積しないよう、適正に管理しなければならない。
- 6 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 (所有者等の責務)
- 第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物を常に清潔に保つよう努めるとともに、空き缶等の散乱を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(投棄等の禁止)

- 第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物(以下「他人の土地等」という。)において空き缶等を捨ててはならない。
- 2 市民等は、公共の場所及び他人の土地等において飼い犬及び飼い猫のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(不法投棄監視パトロール員)

- 第8条 市長は、空き缶等の散乱防止に関する啓発及び監視の活動を行うため、須坂市不法投棄監視パトロール員(以下「パトロール員」という。)を置く。
- 2 パトロール員は、投棄されている空き缶等を発見した場合又は次条に規定する通報を受けた場合は、速やかに市長にその状況を報告するものとする。
- 3 監視の活動を行うパトロール員は、その身分を示す証明書を携帯し、市民等から請求があった ときは、その証明書を提示しなければならない。

(通報)

第9条 第7条の規定に違反する行為及び違反した者を発見した市民等は、市長又はパトロール員 にその旨を通報するよう努めるものとする。

(指導)

第10条 市長は、第5条第3項から第5項、第6条及び第7条の規定に違反すると認められる者に

対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、第7条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、 期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

- 第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、 その事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(環境指導員)

- 第14条 市長は、良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進に関し必要な啓発、指導その他の活動を行うため、須坂市環境指導員(以下「環境指導員」という。)を置く。
- 2 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、環境指導員にその土地又は建物 に立入り、必要な調査をさせることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする環境指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第12条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、 前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、平成16年 7月1日から施行する。

(須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例の一部改正)

2 須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例(平成5年条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中第5章を次のように改める。

第5章 削除

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第29条から第33条まで 削除